最終更新日：2019年6月25日

昭和ホールディングス株式会社
代表取締役社長兼CEO　此下　竜矢
問合せ先：04-7131-0181
証券コード：5103
http://www.showa-holdings.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の透明性と公平性の確保し、企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つであると認識しております。このため、経営の監督機能と業務執行機能が、各々有効に機能し、かつ両者のバランスのとれた組織体制を構築することが必要であると考えております。また、タイムリーな情報開示を行うことがコーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考え、決算開示にとどまらず、個別事業の内容の開示を行っております。コンプライアンスについては、コーポレート・ガバナンスの根幹であるとの認識のもと、法令や社内ルールの遵守のみならず、社会倫理や道徳を尊び、社会の一員であることを自覚した企業行動をとることとし、前記述の内容を具体化した行動指針を制定し、当社およびグループ会社従業員がとるべき行動の具体的な基準としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】、【補充原則3－1－2 情報化開示の充実】
当社は、現在のところ議決行使のプラットフォームは利用しておりませんが、今後の株主構成の状況と株主からのご意見等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。また、招集通知の英訳につきましては、外国人株主比率等の推移を勘案し、今後検討してまいります。

【補充原則3－2－1 外部会計監査人】
⑴ 外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、監査の実施状況の評価等を行っておりますが、外部会計監査人候補の評価に関する基準は策定しておりません。今後、関係機関のガイドライン等を参考とし、検討してまいります。
⑵ 外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じ、独立性と専門性の状況について確認しており、現外部会計監査人である監査法人アリアは、独立性および専門性において問題ないものと考えております。

【充足原則4－11－3 取締役会の実効性評価の結果の概況 】
取締役会全体の実効性の分析・評価およびその開示については、今後の検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】
当社が投資目的以外の目的で保有する株式は、当社グループの業績向上、財務体質の強化という共通の目的における協力関係を築き、グループ事業の強化・拡大をもって中長期的な企業価値向上に資するものであること、および株式保有先企業の企業価値向上に資するものであることを基本方針としております。また、議決権の行使につきましては、当社との安定的協力関係の維持が見込める場合は、原則賛成し、株主価値の毀損等が危惧される場合は、反対いたします。将来的な株式の買い増しや処分につきましては、取締役会に諮りその合理性を検証し、総合的に判断してまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者との利益相反の可能性が認められる取引につきましては、原則事前に取締役会において審議し、承認を受けることになっており、取引内容に関しましても取締役会において定期的に報告を受け把握するようにしております。

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社には、企業年金基金制度はありません。従業員の安定的な資産形成のため、企業型確定拠出年金制度を導入しています。

【原則3－1 情報開示の充実】
⑴ 当社は、「開拓者精神」を社是とし、以下の三つを経営の基本方針としています。
・独自のノウハウ、技術あるいはビジネスモデルを持つ企業と事業を通じて社会の発展に寄与すること。
・独自のノウハウ、技術あるいはビジネスモデルを持つ企業や事業を持ち株会社が適切に支援することで社業を発展させ、株主、顧客、従業員などステークホルダーの幸福に貢献すること。
・社会の支援と信頼を得るために、法令遵守を推進し公正で透明性のある経営を毅然とした態度によって保ち、企業の社会的責任を果たす。
その他、経営戦略、中期経営計画につきましては、当社ホームページ、決算説明資料等にて開示しております。
⑵ コーポレートガバナンスの基本方針は、当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書等にて開示しております。
⑶ 取締役の報酬等の決定方針は、コーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書にて開示しております。
⑷ 取締役会における経営幹部の選解任と手続きについては、候補者の専門性、知見等が当社の経営に資する影響ならびに候補者の略歴等を取締役会において審議し、承認しております。また、取締役または経営陣幹部が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会において十分に議論を尽くした上で決議いたします。なお、取締役の解任は、会社法等の規定に従って手続きを行います。
⑸ 候補者の略歴ならびに選任理由につきましては、株主総会招集通知、コーポレートガバナンス報告書等にて開示しております。

【補充原則4－1－1 取締役会の役割・責務】
当社は、取締役会規則により取締役会へ附議すべき事項（法令に定められた事項、定款に定められた事項、重要な業務の執行に関する事項、前記以外で特に必要と認められる事項）を定めており、それ以外の事項に関しましては、職務分掌および職務権限責任基準の定めるところにより明確にしております。

【原則４－８ 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、平成28年６月28日開催の定時株主総会を経て、監査等委員会設置会社へ移行し、独立社外取締役を１名選任いたしました。なお、当社は監査等委員会へ移行したこと、及び、取締役９名中６名が社外取締役であり、その割合が高いこと、並びに事業状況または会社を取り巻く環境等を勘案した結果、２名以上の独立社外取締役を選任する必要はないと考えております。

【原則４－９ 独立社外取締役の独立性判断基準】
当社は、独立社外取締役等について、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき選定しております。また、株主総会招集通知、コーポレートガバナンス報告書等へも記載しておりますが、独立社外取締役を含めそれぞれの取締役は、その経験、知見等により適任である者を選定しております。

【補充原則４－11－１ 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社は、取締役の選任にあたり、当社の置かれている状況、及び、当社事業への理解、財務・会計または企業法務に関する知見等を有する専門的知識と経験等を考慮し、取締役会において審議し決定しており、個々の候補者の選定理由につきましては、株主総会招集通知、コーポレートガバナンス報告書等に記載して公開しております。

【補充原則４－11－２ 取締役・監査役の他の上場会社の兼務状況】
社外取締役の兼務状況は、株主総会招集通知添付書類である事業報告や有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンス報告書に記載して公開しております。

【補充原則４－11－３ 取締役会の実効性確保のための前提条件】
上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

【補充原則４－14－２ 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役を選任する際、経験・見識等を考慮しその役割・責務を果たし得ると考えられる者を選任していることから、特段のトレーニングは行っておりませんが、取締役がその機能を十分に果たすことを可能とするため状況に応じて必要な情報提供を行っております。

【原則５－１ 株主との建設的対話に関する方針】
当社は、IR担当役員を選定するとともに、IR担当部門が中心となってIR活動に必要な情報収集と公表に関する取りまとめを行い、株主からの対話の申込みに対応しております。当社は、株主からの対話の申込みは、経営改善や新しい課題認識等に繋がるものと考え、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものとして積極的かつ迅速に対応し、経営者や関連部署へ適宜フィードバックしております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
A.P.F.Group　Co.,Ltd.	44,324,400	58.10
明日香野ホールディングス株式会社	3,840,000	5.03
BANK JULIUS BAER HK FAO KOICHIRO YAMADA AC77021567-01	1,000,000	1.31
和 辻 潤 治	503,800	0.66
此 下　竜 矢	384,500	0.50
株式会社ＳＢＩ証券	281,600	0.37
戸 谷　雅 美	214,900	0.28
鈴 木　到	210,000	0.28
大 山 義 夫	197,400	0.26
須 藤　裕	180,000	0.24

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	A.P.F.Group　Co.,Ltd.　（非上場）

補足説明

―――

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	３月
業種	ゴム製品

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、当社の親会社であるA.P.F.Group Co.,Ltdから推薦された取締役を2名選任しております。当社が支配株主等との取引等を行う際には、当社取締役は取締役の職責を果たすべく少数株主を含む当社の全株主の共同利益のために企業価値を最大化させること第一に考え、当社取締役会で厳正に審議を行い進めて参ります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

.A.P.F.Group Co.,Ltdは、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当し、当社に対して大きな影響力をもっております。また、当社はA.P.F.Group Co.,Ltdから推薦された取締役を2名選任しております。当社におきましては、親会社からの事業上の制約はなく独自に事業活動を行っており、当社の事業活動は親会社グループとの取引に大きく依存する状況にはありません。また、当社は、株式の上場を維持し経営における自主性を発揮する方針でありますので、本件に係る事項につきましては、今後も引き続きその方針に沿って、当社取締役会で厳正に審議を行い進めて参ります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
戸谷雅美	弁護士											
増田辰弘	他の会社の出身者											
西村克己	他の会社の出身者											
久間章生	他の会社の出身者											
ニコラス・ジェームズ・グロノウ	他の会社の出身者											
細野　敦	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸谷雅美		○	―――	長年に渡る弁護士としての法務に関する幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任しております。また、当社と戸谷雅氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当せず、独立性を有しております。

増田辰弘	○		―――	労働福祉における見識に加え、長年に渡る大学での経営学に関する幅広い知識･経験ならびにＡＳＥＡＮ地域における日系企業の事業展開に係る知見を有しておられることから、監査等委員である社外取締役として適任であり、選任しております。
西村克己	○		―――	企業の生産システムにおける見識に加え、長年に渡る工業大学での教授としての幅広い知識･経験を有してあられることから、監査等委員である社外取締役として適任であり、選任しております。
久間章生	○		―――	長年の国会議員として国政において培われた豊富な経験に基づく高度な見識から、監査等委員である社外取締役として適任であり、選任しております。
ニコラス･ジェームズ･グロノウ			―――	大株主からの推薦により選任したものです。
細野　敦			―――	大株主からの推薦により選任したものです。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

当社では、内部監査室が監査等委員会の補助にあたっておりますが、今後、監査等委員会の求めがあった場合は、監査等委員会の指示に従い、その職務を補助するためのスタッフを置くこととし、その独立性を確保するため、人事については取締役（監査等委員であるものを除く。）と監査等委員会が意見交換をし決定いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、当社の会計監査人である監査法人アリアから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす者のうち適任と考える者を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

2009年5月および2012年7月ならびに2018年6月の決議によりストックオプションとして新株予約権を割当ております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上や健全な経営による企業価値の増大および株主重視の経営意識を高めることを目的として当社取締役、従業員ならびに子会社の取締役、従業員等に対してストックオプションとして新株予約権を割当ております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、第118期事業報告において「会社役員の報酬等の額」を開示しております。また、有価証券報告書においては、「役員報酬の内容」として別途開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成28年6月28日開催の定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行し、取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬等の額を年額7千万円以内(うち、社外取締役分は年額2千万円以内)とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることが決定し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額3千万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることが、決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役は、社外取締役も出席する定時及び臨時取締役会にて、議案の事前配布による事前説明等を通じて、情報伝達を行う体制をとっています。また、社外取締役のサポート体制として、グループ統括室による適宜情報提供を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社におきましては、社外取締役による監査等委員会の意思決定および業務執行の状況につき監査を実施するとともに、取締役間の相互牽制により取締役会自身が監督・監視機能を果たす体制としております。

1.取締役会
当社の取締役会は9名の取締役(うち3名は監査等委員である取締役)で構成しており、毎月1回の定例開催に加え、必要に応じ適宜臨時開催することとしております。取締役会では、付議事項の審議および重要な報告がなされ、監査等委員が取締役の意思決定および業務執行の状況につき監査を実施いたします。

2.監査等委員会
当社の監査等委員会は3名の社外取締役で構成しており、毎月1回の定例開催に加え、必要に応じ適宜臨時開催することとしております。監査等委員はその経験や知見に基づき独立の立場から監査業務を遂行し、監査等委員会において監査の結果その他重要事項について議論してまいります。

3.会計監査の状況
当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に監査法人アリアを起用しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別利害関係はなく、また、同監査法人は法令等に従い業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成28年6月28日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって委員会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。当社におきましては、社外取締役による監査等委員会の意思決定および業務執行の状況につき監査を実施するとともに、取締役間の相互牽制により取締役会自身が監督・監視機能を果たす体制としております。当社はコーポレート・ガバナンスについて、それが有効に機能することの意義を十分に認識し、公正な経営システムの維持を図ることで、株主価値の向上を目指した株主重視の経営を心がけることが基本であると考えております。当該体制は、後述の内部統制システムおよびリスク管理体制と合わせ、この基本的な考え方を具現化したものであり、構成する機関・組織が有機的に結びつくことによって、効果的な経営監視機能の発揮と迅速かつ効率的な業務の決定・執行が可能になるものと考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第118回定時株主総会の招集通知を法定期日よりも2営業日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第118回定時株主総会は集中日の3日前である2019年6月24日に開催いたしました。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員を選定するとともに、IR担当部門が中心となってIR活動に必要な情報収集と公表に関する取りまとめを行い、株主からの対話の申込みに対応しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備のための内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定めております。

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、コンプライアンスの推進については、「業務分掌規程」並びに「個別職務権限表」に基づき、当社および子会社の役員及び社員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう指導し、実践いたします。また、当社および子会社の役員及び社員が社内においてコンプライアンスに違反する行為が行われるかまたは行われようとしていることに気が付いたときに、相談・通報できる体制を整備し、違反行為の防止に努めます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、法令・社内規定に基づき、文書等の保存を行っております。また、情報の管理については、情報セキュリティ及び個人情報保護に関するガイドラインを定めて対応いたします。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループは、環境及び製品の品質に関するリスクを管理する組織として、「環境保全委員会」「品質管理委員会」を設け、環境保全、品質管理での監査を行い、実務においては昭和ゴム株式会社品質保証部が専門的な立場から日々の管理を行っております。労働安全衛生面では「中央安全衛生委員会」「職場安全委員会」を設け、各部門長を中心に労働安全活動に取組んでおります。経理面においては各部門の自立的な管理を基本としつつ、昭和ゴム株式会社財務部が計数的な管理を行い、監査等委員会が定期的に業務監査を行いリスク管理を行っております。

4. 当社および子会社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、監査等委員会は内部監査を充実させるため積極的に意見陳述をし監視機能を果たしています。業務の運営については、中期経営計画を基本に年度経営計画を策定し、全社的な目標設定と部門別目標を設定しその目標達成に向け具体策を立案実行しております。また、年度経営計画を遂行するために、ＣＥＯ直轄のグループ統括室を設置し、業務改革を推進するとともに、各業務部門へのチェックアンドフォローの機能を果たしております。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行っております。また、コンプライアンスを推進するための指導を行っております。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項および当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性［ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保］に関する事項
当社は、監査等委員会の求めがあった場合は、監査等委員会の指示に従い、その職務を補助するためのスタッフを置くこととし、その独立性を確保するため、人事については取締役（監査等委員であるものを除く。）と監査等委員会が意見交換をし決定いたします。

7. 当社および子会社の取締役、監査役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制ならびにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社および子会社の取締役、監査役および使用人は、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告いたします。
(2) 監査等委員会は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため事業部会議など重要会議に出席するとともに、主要な提案書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとしております。

8. 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用の支払または償還については、監査等委員からの請求に基づき円滑に行い得る体制といたします。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、当社の会計監査人である監査法人アリアから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

10. リスク管理体制の整備状況
当社は、業務を遂行するにあたって予想される様々なリスクに対して、対策の樹立、事態の発生時の的確な判断が出来るように、各部門の責任者がリスク管理に関しての取り組みの状況や今後の方向性について定期的に取締役会に報告し、リスク低減のための施策を検討しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会勢力または団体に対しては断固とした行動をとり、一切の関係を拒絶し、その活動を助長するような行為は行いません。また、反社会的勢力または団体に対しては、地域の警察組織、弁護士と連携して組織的に対応してまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

